



協力医療機関連携加算 定期会議の開催頻度ルール

新規算定・継続算定における要件ガイド

開催頻度は「情報共有の仕組み」で変わります



電子的システムあり

入所者の情報を随時確認できる体制



年1回以上



システムなし

(上記以外の原則)



年3回以上



算定開始の初年度：「予定」を立てる

新たに協力医療機関を定め、算定を開始する場合

規定の回数（1回または3回以上）の会議が
【予定】されていればOK



算定開始月

1年以内

翌年度以降：「実施」が必須

翌年度以降も継続して算定する場合

毎年度ごとに規定の回数の会議を
【実施】する



令和X年度

令和Y年度

令和Z年度

※電子的システムの有無に応じた回数（年1回または3回以上）を満たすこと。